

高松市監査委員告示第28号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容等を併せて公表します。

平成17年11月18日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 大橋光政

平成17年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松市体育協会）監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教育部市民スポーツ課	平成16年度および平成17年4月1日から同年8月26日までの高松市体育協会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成17年8月27日から
高松市体育協会	平成16年度および平成17年4月1日から同年8月26日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	平成17年11月4日まで

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している教育委員会教育部市民スポーツ課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 高松市体育協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設置目的

高松市民スポーツ憲章に則り、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、市民が生涯を通じてスポーツができるよう諸条件の整備につとめ、豊かな人生設計に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号

ウ 組織（平成17年5月23日現在）

市を単位とする種目別スポーツ団体、市内に存在するその他のスポーツ団体および協会の目的達成に賛助する団体または個人によって組織され、役員は36人で、その内訳は会長1人、副会長5人、理事長1人、副理事長2人、常任理事4人、理事21人および監事2人である。

エ 実施事業

- (ア) スポーツの普及奨励および競技力の向上
- (イ) スポーツ大会の開催
- (ウ) 加盟団体の育成強化と相互の連絡融和
- (エ) スポーツ少年団（中学生を含む。）の育成強化
- (オ) スポーツ等に関する調査研究
- (カ) スポーツに関する表彰
- (キ) スポーツに関する啓発、広報
- (ク) その他協会の目的達成のための必要な事業

オ 高松市との関係

高松市は、市民が生涯を通じてスポーツができるよう諸条件の整備につとめ、豊かな人生設計に寄与している協会に対し、財政援助として、次表のとおり補助金を交付している。

(単位 円)

補助金の名称	平成16年度補助金額	平成17年度補助金額
運営事業補助金	1,350,000	1,350,000
選手育成事業補助金	1,350,000	1,200,000
合計	2,700,000	2,550,000

カ 収支の状況

平成16年度高松市体育協会収支決算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

収入総額 3,868,744円

支出総額 3,416,050円

差引残額 452,694円 (翌年度へ繰越し)

内 訳

収入の部

(単位 円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
1	前年度繰越金	283,718	283,718	0
2	会費	405,000	405,000	0
3	市補助金	2,700,000	2,700,000	0
4	県交付金	480,000	480,000	0
5	雑収入	12	26	△ 14
合計		3,868,730	3,868,744	△ 14

支出の部

(単位 円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
1	事業費	3,180,000	3,019,600	160,400
2	会議費	200,000	196,736	3,264
3	負担金	100,000	100,000	0
4	顕彰費	50,000	52,101	△ 2,101
5	印刷製本費	5,000	0	5,000
6	消耗品費	5,000	13,096	△ 8,096
7	事務通信費	30,000	23,517	6,483
8	雑費	20,000	11,000	9,000
9	予備費	278,730	0	278,730
合	計	3,868,730	3,416,050	452,680

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局の事務の一部に改善を要する事項が認められる。

なお、所管部局の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

所管部局に対するもの

ア 補助金の概算交付における根拠を明記すべきもの

補助金等の概算交付については、高松市補助金等交付規則第9条第2項を交付決定何決裁に根拠として記載しなければならないが、平成16年度および平成17年度高松市体育協会選手育成事業補助金は、概算交付することとしているにもかかわらず、各交

付決定伺決裁には、根拠規定である高松市補助金等交付規則の記載がなく、また、その根拠規定に定める「特に必要があると認める」理由も記載されていないので、今後は、概算交付する根拠規定等を決裁に明記されたい。

(教育部市民スポーツ課)

イ 着手届および完了届の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、平成16年度高松市体育協会選手育成事業補助金交付に係る着手届および完了届ならびに平成17年度同事業補助金交付に係る着手届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、交付申請者から着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(教育部市民スポーツ課)

第2 前回までの財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容等

監査対象団体に対するもの

1 支出事務決裁を適正に受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

財団法人高松市文化芸術財団処務規程第6条別表第1共通専決事項3財務の表では、決裁金額が1千万円を超える場合には、理事長の決裁を受けることを規定しているが、サンポートホール高松開館記念事業ウィーン・オペレッタ劇場「サウンド・オブ・ミュージック」の委託料支出決裁においては、決裁金額が1千万円を超えているにもかかわらず常務理事が専決しているため、今後は、同規程に基づき、正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年10月18日)

支出事務決裁については、平成17年度から、財団法人高松市文化

芸術財団処務規程に基づき、決裁金額が1千万円を超える場合には、理事長までの決裁を受けるように改めた。

(財団法人高松市文化芸術財団)

第3 前回までの財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

監査対象団体に対するもの

1 工事費の支出決裁における事務処理について

(1) 意見を付した事項

50万円以下の工事費の支出決裁において、工事費用の具体的な積算内容が明らかにされないまま決裁しているものが見受けられたので、今後、これらの事務処理に際しては、工事費用の具体的な内容が確認できるよう事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年10月18日）

工事費の支出決裁における事務処理については、平成17年度から、工事費用の具体的な内容が確認できる資料を支出決裁に添付するように改めた。

(財団法人高松市文化芸術財団)

2 施設の利用促進について

(1) 意見を付した事項

サンポートホール高松の開館初年度における施設利用率は、大ホールが86.8パーセント、また、会議室の平均が71.3パーセントであり、利用実績は高い状況であるが、一部の施設において利用率の低いものが見受けられたので、今後においては、施設の特性を生かした利用方法をPRするなど、利用率の向上に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年10月18日）

施設の利用促進については、財団法人高松市文化芸術財団が発行する情報誌（平成17年4月25日および同年7月25日発行）に掲載し、施設を周知宣伝した。また、一部利用率の低い施設への対策として、和室については、需要の高い着付け教室用に、姿見を大

ホール用備品から1台転用し、快適な利用環境を整え、練習室については、机40脚および椅子120脚を配置し、会議室としても利用できるなど用途拡大による利用促進を図った。

(財団法人高松市文化芸術財団)

3 ホームページでの情報提供について

(1) 意見を付した事項

サンポートホール高松に関する情報発信のため財団法人高松市文化芸術財団のホームページを設けているが、施設を利用する際に必要な使用料等の情報が検索しにくい構成となっているほか、開館前の情報が更新されないまま残っているものが見受けられたので、今後においては、利用者に分かりやすく、かつ、利用促進に効果的な情報の提供に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年10月18日）

ホームページでの情報提供については、使用料等の情報も含め、分かりやすい構成に改めるとともに、最新の情報に更新した。

(財団法人高松市文化芸術財団)